

岩手県告示第536号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成29年6月29日次のとおり国土調査として指定した。

平成29年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町及びび立根町の一部
- 3 調査期間 平成29年7月3日から平成30年3月31日まで